

J R 西労組独自の共済制度

家族支援共済



● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

● 健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック

健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

制度内容に関するご質問はこちら

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 受付期間: 2026年4月1日(水)~2026年5月15日(金)

0120-240-246 AM9:00~PM5:00(土日祝日除く)

その他の照会はお申し込みください。

※照会受付期間終了後は、JR西労組各地方本部・総支部まで



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP3~9に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」P11~16の内容を必ずご確認ください。

申込締切日 | **2026年5月11日(月)**

責任開始期 | **2026年8月1日(土)**
(加入日)

【契約者】 西日本旅客鉄道労働組合

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。



万一の備え

家族支援共済 保障①

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険
※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP21～P27をご確認ください。

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



万一の備え

家族支援共済 保障②

年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険
※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP21～P27をご確認ください。

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



重い病気への備え

特約制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。



万一の備え

退職後継続制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 退職後も保障を継続できます。
- 余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※家族支援共済への加入が必要です	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※家族支援共済への加入が必要です	(ご加入いただけません)

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本人	配偶者	子ども
西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。



ご加入いただくには告知内容に該当する必要があります。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.6

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.11

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.29

健康情報活用商品について

家族支援共済 保障①

家族支援共済 保障②

P.41

特約制度

退職後継続制度

ご注意いただきたいこと

P.63

P.71

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- 退職後継続制度については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料(控除方法)

- 毎月の給与より控除します。(初回は8月より)
ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は12月のボーナスより)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)



家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続制度については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

[家族支援共済 保障②] [家族支援共済 保障①] [特約制度] [退職後継続制度]

明治安田生命保険相互会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

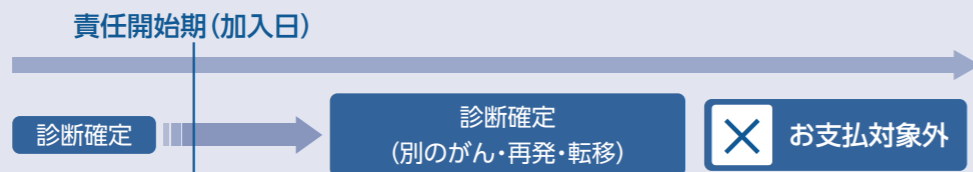
- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知られていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 [P.85](#)

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

家族支援共済 保障②
家族支援共済 保障①
退職後継続制度

特約制度
● 7大疾病保障特約
● がん・上皮内新生物保障特約

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

- 特約制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

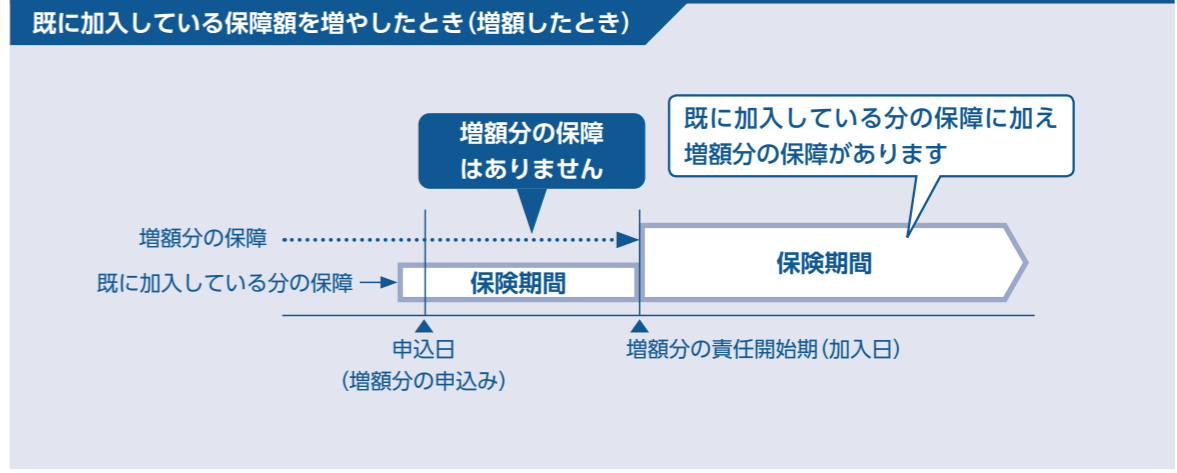
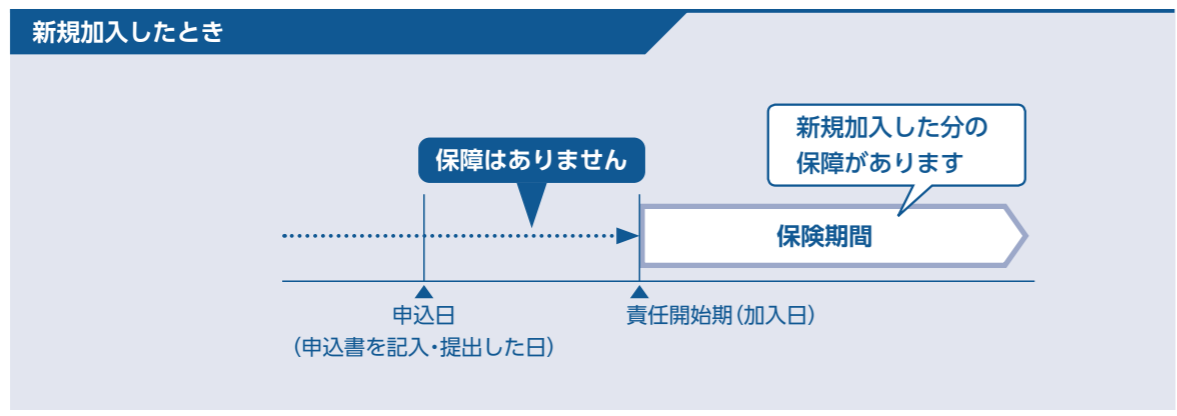
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <特約制度・退職後継続制度の場合>
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を実責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.88** →

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.7** →

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約) について

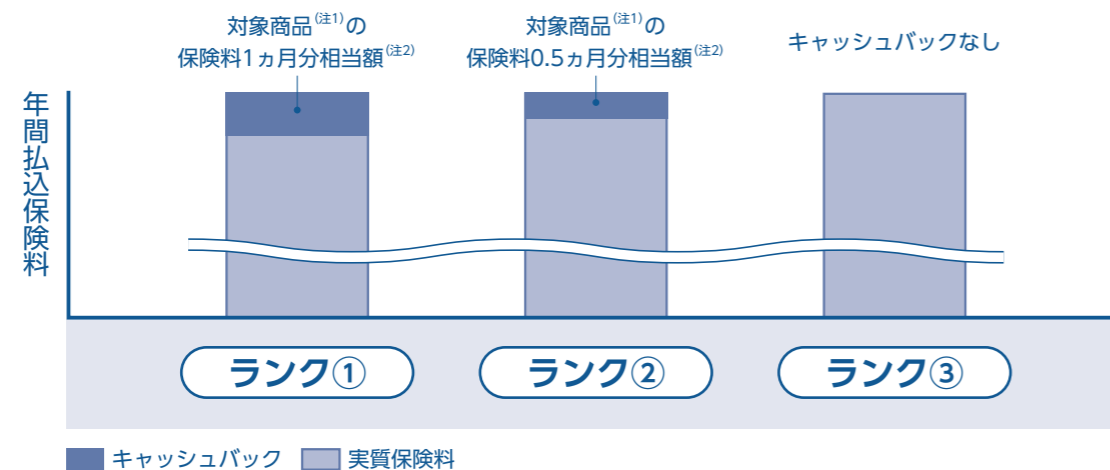
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み (特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、**保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。**
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

<キャッシュバックの仕組み>

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの対象商品(注1)の保険料が払い込まれていることが必要です。



(注1)次ページの<対象商品・対象区分>をご確認ください。

(注2)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」についての詳細は「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

<対象商品・対象区分>

- 本パンフレット内で「健活」のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	対象商品		対象区分
	対象商品	対象特約	
特約制度	無配当特定疾病保障 定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約	本人 配偶者 退職者

<保険期間> 1年

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

<「ランク」の判定に使用する健康診断について>

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含まれます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)
- 健康診断の受診日以降、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に団体から保険会社に到達することを要します。

<「ランク」の判定方法について>

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 > 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)を判定します。

表1-1 40歳未満*

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159
	拡張期(mmHg)		84以下	85~89	90~99	100以上
尿	尿糖	(-)	(±)以上			
	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31~40	41~50
	γ-GT(γ-GTP)(U/L)		50以下	51~80	81~100	101以上

表1-2 40歳以上*

健診項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)	18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159
	拡張期(mmHg)		84以下	85~89	90~99	100以上
尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)(mg/dL)	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT)(U/L)	30以下	31~40	41~50
	γ-GT(γ-GTP)(U/L)		50以下	51~80	81~100	101以上
	糖代謝(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上
血糖(mg/dL)		99以下	100~109	110~125	126以上	

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 > 健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	-	-	30	0	-	-
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
任意項目	脂質	10(※5)		0		10(※5)		0	
	肝機能(※3)	10(※5)		0		10(※5)		0	

表2-2 40歳以上*

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重(kg)÷(身長(m))²で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A~D)および「ポイント」(30~0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 > 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満*

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上*

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150~160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。
- 健診情報の提出がない加入者や「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、<別表>記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、<別表>記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

<別表：提出に同意する健診情報>

1. 健康診断受診日
2. BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「[ランク]の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」)と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

<健診情報収集のサポート機能について>

- ① 保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、<別表>記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ② 保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③ 保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④ 団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

制度発足の経緯

国鉄時代より、在職中に万一の事があった際に、有志が発起人となって義援金を募り、残されたご家族にお渡ししていました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定して支援していきませんでした。

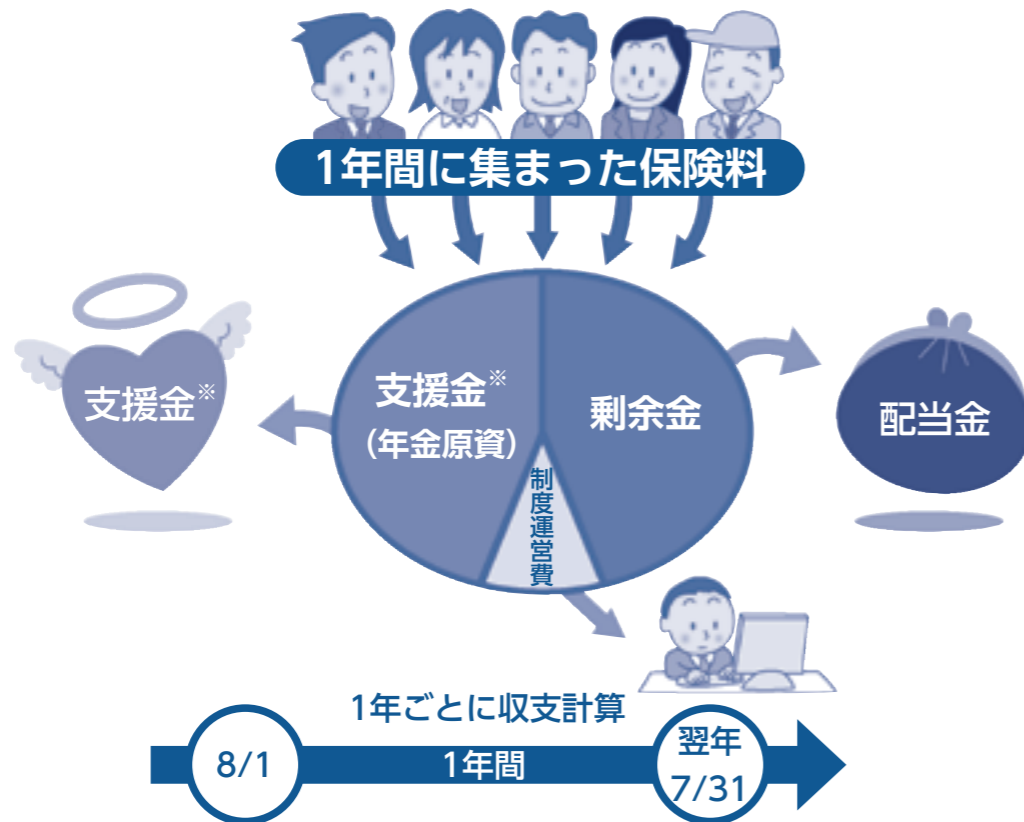
そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を活かし、共済制度を発足したらどうか」との声があり、議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共済制度として「家族支援共済」を発足しました。

発足以来今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見舞われたご家族を、まさに西労組の組織を活かし仲間で支援してきております。



家族支援共済の仕組み

この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

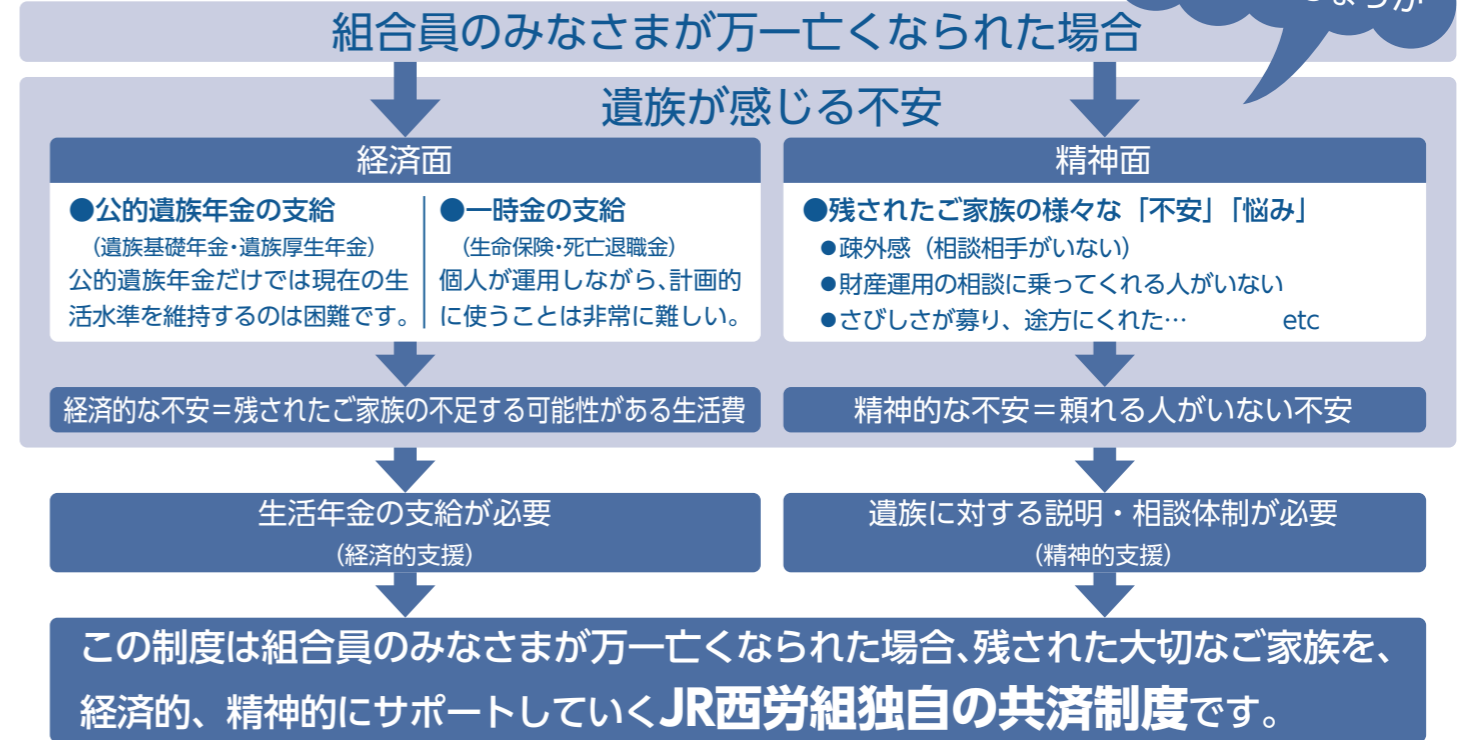


**万一のことがあった組合員を組合員みんなで支えあう
組合員同士の助け合い制度です。**

配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。 ※ただし、特約制度・退職後継続制度には配当金はありません。

家族支援共済の概要

なぜ家族支援共済が必要なのでしょう



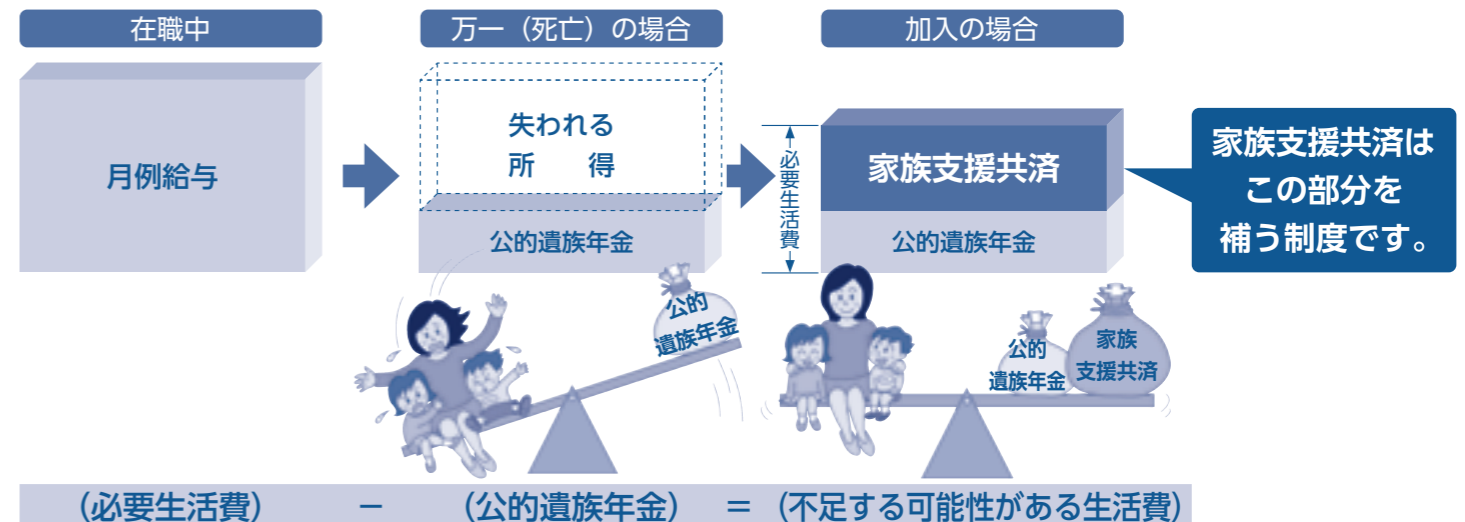
家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者に、万一ご不幸が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



家族支援共済の経済的サポート

残されたご家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



保障内容等(契約概要部分)・保険料

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

コース名	ボーナス 給付	保障内容（合計）							保険料（概算）				一時金の場合（死亡・高度障害保険金）（内訳）				
		年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	ボーナス 給付額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料		半年払保険料		保障①		保障②		
									男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	コース名	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	コース名	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	
月額 15万円コース	あり (C1 + C1)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	15	10	27	5,494	4,923	3,082	2,064	2,117	1,420	C1	1,022	C1	3,901	
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	5,088	4,599	3,625	3,129	2,488	2,148				3,577	
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	4,656	4,307	3,969	3,058	6,716	5,177				3,380	
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	3,493	3,309	4,428	3,392	7,495	5,743				2,382	
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	2,352	2,282	4,638	3,260	7,821	5,498				1,355	
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	1,859	1,820	5,588	3,437	9,480	5,830				1,120	
		61～65	1961.2.2～1966.2.1			5	1,165	1,157	5,546	2,956	9,404	5,011				688	
		66～70	1956.2.2～1961.2.1			5	1,165	1,157	8,210	3,979	13,921	6,748				688	
	なし (C + C)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	15	-	30	5,473	4,835	3,363	2,251	-	-	-	C	903	C	3,932
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	4,560	4,120	3,612	3,117							3,217
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	3,648	3,378	3,980	3,068							2,475
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	2,736	2,594	4,437	3,399							1,691
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	1,842	1,786	4,635	3,260							883
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	1,456	1,425	5,588	3,437							877
61～65		1961.2.2～1966.2.1	5			913	906	5,546	2,956	539							
66～70		1956.2.2～1961.2.1	5			913	906	8,210	3,979	539							
月額 10万円コース	あり (D1 + D1)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	10	25	30	5,185	4,581	2,256	1,510	5,690	3,815	D1	856	D1	3,725	
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	4,320	3,904	2,423	2,092	6,107	5,274				3,048	
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	3,456	3,201	2,670	2,059	6,732	5,192				2,345	
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	2,593	2,459	2,978	2,282	7,515	5,760				1,603	
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	1,748	1,696	3,125	2,197	7,814	5,496				840	
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	1,380	1,351	3,749	2,305	9,480	5,830				831	
		61～65	1961.2.2～1966.2.1			5	864	859	3,722	1,984	9,404	5,011				511	
		66～70	1956.2.2～1961.2.1			5	864	859	5,510	2,671	13,921	6,748				511	
	なし (D + D)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	10	-	30	3,672	3,244	2,256	1,510	-	-	-	D	606	D	2,638
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	3,060	2,765	2,423	2,092							2,159
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	2,448	2,267	2,670	2,059							1,661
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	1,836	1,741	2,978	2,282							1,135
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	1,242	1,204	3,125	2,197							598
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	977	956	3,749	2,305							588
61～65		1961.2.2～1966.2.1	5			612	608	3,722	1,984	362							
66～70		1956.2.2～1961.2.1	5			612	608	5,510	2,671	362							
月額 8万円コース	あり (E1 + E1)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	8	20	30	4,164	3,680	1,814	1,215	4,558	3,056	E1	688	E1	2,992	
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	3,470	3,137	1,949	1,683	4,895	4,227				2,449	
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	2,776	2,573	2,149	1,656	5,399	4,163				1,885	
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	2,082	1,975	2,394	1,835	6,018	4,613				1,287	
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	1,408	1,367	2,523	1,774	6,273	4,413				679	
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	1,109	1,085	3,012	1,852	7,607	4,679				667	
		61～65	1961.2.2～1966.2.1			5	695	691	2,994	1,595	7,569	4,033				411	
		66～70	1956.2.2～1961.2.1			5	695	691	4,432	2,148	11,204	5,430				411	
	なし (E + E)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	8	-	30	2,897	2,562	1,782	1,193	-	-	-	E	488	E	2,074
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	2,460	2,224	1,949	1,683							1,736
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	1,968	1,824	2,149	1,656							1,336
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	1,476	1,400	2,394	1,835							912
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	1,001	972	2,523	1,774							484
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	785	768	3,012	1,852							472
61～65		1961.2.2～1966.2.1	5			492	489	2,994	1,595	291							
66～70		1956.2.2～1961.2.1	5			492	489	4,432	2,148	291							

コース名	ボーナス 給付	保障内容 (合計)							保険料 (概算)				一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (内訳)			
		年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	ボーナス 給付額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料		半年払保険料		保障①		保障②	
									男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	コース名	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	コース名	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
月額 7万円コース	あり (F1 + F1)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	7	15	30	3,506	3,098	1,593	1,067	3,434	2,303	F1	579	F1	2,519
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	2,921	2,640	1,711	1,477	3,689	3,185				2,061
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	2,336	2,165	1,886	1,454	4,065	3,135				1,586
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	1,752	1,662	2,102	1,610	4,532	3,474				1,083
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			8	947	927	1,781	1,251	3,806	2,676				575
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	932	913	2,643	1,626	5,736	3,527				561
		61～65	1961.2.2～1966.2.1			5	584	581	2,626	1,400	5,695	3,034				345
		66～70	1956.2.2～1961.2.1			5	584	581	3,888	1,884	8,430	4,086				345
	なし (F + F)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	7	-	30	2,593	2,291	1,593	1,067	-	-	F	428	F	1,863
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	2,136	1,931	1,693	1,461						1,503
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	1,728	1,601	1,886	1,454						1,173
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	1,296	1,229	2,102	1,610						801
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	881	855	2,219	1,561						427
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	688	674	2,643	1,626						414
61～65		1961.2.2～1966.2.1	5			432	429	2,626	1,400	255						
66～70		1956.2.2～1961.2.1	5			432	429	3,888	1,884	255						
月額 5万円コース	あり (G1 + G1)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	5	10	30	2,444	2,161	1,130	756	2,281	1,530	G1	410	G1	1,751
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	2,070	1,871	1,236	1,067	2,472	2,134				1,461
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	1,656	1,534	1,362	1,049	2,724	2,101				1,124
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	1,243	1,179	1,519	1,164	3,046	2,334				769
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	848	823	1,614	1,136	3,192	2,245				413
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	659	646	1,906	1,172	3,840	2,362				396
		61～65	1961.2.2～1966.2.1			5	424	422	1,904	1,014	4,160	2,217				246
		66～70	1956.2.2～1961.2.1			5	424	422	2,818	1,366	6,158	2,985				246
	なし (G + G)	18～35	1991.2.2～2009.2.1	5	-	30	1,872	1,654	1,150	770	-	-	G	309	G	1,345
		36～40	1986.2.2～1991.2.1			25	1,560	1,410	1,236	1,067						1,101
		41～45	1981.2.2～1986.2.1			20	1,248	1,156	1,362	1,049						847
		46～50	1976.2.2～1981.2.1			15	936	888	1,519	1,164						579
		51～55	1971.2.2～1976.2.1			10	641	622	1,614	1,136						313
		56～60	1966.2.2～1971.2.1			8	496	486	1,906	1,172						298
61～65		1961.2.2～1966.2.1	5			313	311	1,904	1,014	185						
66～70		1956.2.2～1961.2.1	5			313	311	2,818	1,366	185						

〈仕組み・保険料について〉

- ・本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ・記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。
- ・保障①、保障②の保障内容・保険料の内訳はP29～52をご参照ください。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

〈年金額について〉

- ・65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の受取額となっています。
- ・一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の受取額となっています。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

- ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ・半年単位の契約当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

ご注意ください

・配偶者プラン・子どもプランの保険金額は本人（保障①・保障②）の保険金額と同額以下でしか加入できません。
本人のご年代により加入できる組み合わせが異なりますので、詳細はP77～をご参照ください。

・年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。
本人の保険金額（年金原資）が配偶者・子どもの保険金額（年金原資）未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：配偶者）

受取期間5年間

（保障②）

月額 7万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男性 (円)	女性 (円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	7	5	433	429	296	197
36～40	1986.2.2～1991.2.1					373	322
41～45	1981.2.2～1986.2.1					502	386
46～50	1976.2.2～1981.2.1					729	558
51～55	1971.2.2～1976.2.1					1,107	776
56～60	1966.2.2～1971.2.1					1,677	1,030
61～65	1961.2.2～1966.2.1					2,621	1,394
66～70	1956.2.2～1961.2.1					3,882	1,879

月額 5万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男性 (円)	女性 (円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	5	5	312	309	213	142
36～40	1986.2.2～1991.2.1					269	232
41～45	1981.2.2～1986.2.1					362	278
46～50	1976.2.2～1981.2.1					525	402
51～55	1971.2.2～1976.2.1					797	559
56～60	1966.2.2～1971.2.1					1,208	742
61～65	1961.2.2～1966.2.1					1,888	1,004
66～70	1956.2.2～1961.2.1					2,796	1,353

月額 3万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男性 (円)	女性 (円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	3	5	186	185	128	85
36～40	1986.2.2～1991.2.1					161	139
41～45	1981.2.2～1986.2.1					216	167
46～50	1976.2.2～1981.2.1					315	241
51～55	1971.2.2～1976.2.1					477	335
56～60	1966.2.2～1971.2.1					723	444
61～65	1961.2.2～1966.2.1					1,130	601
66～70	1956.2.2～1961.2.1					1,674	810

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：配偶者）

受取期間10年間

（保障①＋②）

月額 7万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金) (内訳)			
						男性 (円)	女性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	7	10	884	858	605	407	429	429	429	429
36～40	1986.2.2～1991.2.1					759	657				
41～45	1981.2.2～1986.2.1					1,017	785				
46～50	1976.2.2～1981.2.1					1,471	1,129				
51～55	1971.2.2～1976.2.1					2,227	1,565				
56～60	1966.2.2～1971.2.1					3,367	2,072				
61～65	1961.2.2～1966.2.1					5,255	2,801				
66～70	1956.2.2～1961.2.1					7,777	3,771				

月額 5万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金) (内訳)			
						男性 (円)	女性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	5	10	637	618	435	293	309	309	309	309
36～40	1986.2.2～1991.2.1					547	473				
41～45	1981.2.2～1986.2.1					733	565				
46～50	1976.2.2～1981.2.1					1,060	813				
51～55	1971.2.2～1976.2.1					1,603	1,128				
56～60	1966.2.2～1971.2.1					2,425	1,493				
61～65	1961.2.2～1966.2.1					3,785	2,018				
66～70	1956.2.2～1961.2.1					5,602	2,716				

月額 3万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金) (内訳)			
						男性 (円)	女性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1991.2.2～2009.2.1	3	10	380	370	261	176	185	185	185	185
36～40	1986.2.2～1991.2.1					328	283				
41～45	1981.2.2～1986.2.1					438	339				
46～50	1976.2.2～1981.2.1					635	487				
51～55	1971.2.2～1976.2.1					960	675				
56～60	1966.2.2～1971.2.1					1,452	894				
61～65	1961.2.2～1966.2.1					2,266	1,208				
66～70	1956.2.2～1961.2.1					3,354	1,626				

子どもプラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：子ども）（保障②）

コース	年齢 (保険年齢)	生年月日	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	月払保険料
300万円	3～22歳	2004.2.2～2024.2.1	300万円	一律 210円
100万円			100万円	一律 70円

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

※配偶者および子ども特約の保険料は月払のみです。

※受取期間10年間の配偶者プランは新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。

※保障①、保障②の保障内容、保険料の内訳についてはP29～P52をご参照ください。

※配偶者プラン100万円コースは本人の保険金額(保障①)によって加入に制限があります。

100万円コース以外のコースを選択できる場合は取り扱いできません。

<年金額について>

受取期間10年間のコースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。

また、保障②の部分については、年金原資を5年間据え置いた場合の受取総額となっています。

※記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。



意向確認
ご加入前
のご確認

家族支援共済 保障①は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。内容はP21~P27をご確認ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	918	5	15.4	927	104	5	10.5	105
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	918	5	15.4	927	104	5	10.5	105
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	726	4	15.2	729	201	4	25.2	202
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	548	3	15.2	548	152	3	25.3	152
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	367	2	15.2	365	102	2	25.3	101
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	367	2	15.2	365	102	2	25.3	101
	D1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	606	5	10.2	612	250	5	25.2
36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		606	5	10.2	612	250	5	25.2	252
41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		606	5	10.2	612	250	5	25.2	252
46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)		606	5	10.2	612	250	5	25.2	252
51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		606	5	10.2	612	250	5	25.2	252
56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		368	3	10.2	368	152	3	25.3	152
61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		246	2	10.2	244	102	2	25.3	101
66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)		246	2	10.2	244	102	2	25.3	101

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
E1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	488	5	8.2	492	200	5	20.2	202
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	296	3	8.2	296	122	3	20.3	122
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	198	2	8.2	197	82	2	20.4	81
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	198	2	8.2	197	82	2	20.4	81
F1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	428	5	7.2	432	151	5	15.2	152
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	260	3	7.2	260	92	3	15.3	92
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	260	3	7.2	260	92	3	15.3	92
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	174	2	7.2	173	62	2	15.4	61
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	174	2	7.2	173	62	2	15.4	61
	G1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	309	5	5.2	312	101	5	10.2
36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)		309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		309	5	5.2	312	101	5	10.2	102
56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		188	3	5.2	188	62	3	10.3	62
61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		126	2	5.2	125	50	2	12.4	49

家族支援共済 保障①

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取 総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約万円)
G1	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	126	2	5.2	125	50	2	12.4	49
C	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	903	5	15.2	912	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	548	3	15.2	548	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	367	2	15.2	365	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	367	2	15.2	365	-	-	-	-
	D	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	606	5	10.2	612	-	-	-
36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)		606	5	10.2	612	-	-	-	-
41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)		606	5	10.2	612	-	-	-	-
46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)		606	5	10.2	612	-	-	-	-
51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)		606	5	10.2	612	-	-	-	-
56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)		368	3	10.2	368	-	-	-	-
61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)		246	2	10.2	244	-	-	-	-
66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)		246	2	10.2	244	-	-	-	-
E		18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	488	5	8.2	492	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	296	3	8.2	296	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	198	2	8.2	197	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	198	2	8.2	197	-	-	-	-

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取 総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約万円)
F	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	428	5	7.2	432	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	260	3	7.2	260	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	174	2	7.2	173	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	174	2	7.2	173	-	-	-	-
	G	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	309	5	5.2	312	-	-	-
36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)		309	5	5.2	312	-	-	-	-
41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)		309	5	5.2	312	-	-	-	-
46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)		309	5	5.2	312	-	-	-	-
51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)		309	5	5.2	312	-	-	-	-
56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)		188	3	5.2	188	-	-	-	-
61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)		126	2	5.2	125	-	-	-	-
66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)		126	2	5.2	125	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者					
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
429	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	429	5	7.2	433
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	429	5	7.2	433
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	429	5	7.2	433
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	429	5	7.2	433
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	429	5	7.2	433
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	429	5	7.2	433
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	429	5	7.2	433
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	429	5	7.2	433
309	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	309	5	5.2	312
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	309	5	5.2	312
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	309	5	5.2	312
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	309	5	5.2	312
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	309	5	5.2	312
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	309	5	5.2	312
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	309	5	5.2	312
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	309	5	5.2	312
185	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	185	5	3.1	186
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	185	5	3.1	186
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	185	5	3.1	186
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	185	5	3.1	186
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	185	5	3.1	186
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	185	5	3.1	186
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	185	5	3.1	186
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	185	5	3.1	186

配偶者					
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
100	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	100	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	100	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	100	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	100	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	100	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	100	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	100	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.86](#)

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.86](#)

保険料

●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	661	450	459	312
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	826	716	573	496
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	871	675	1,475	1,144
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,256	966	2,129	1,636
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,895	1,336	3,210	2,263
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	2,159	1,332	3,665	2,260
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	2,253	1,204	3,833	2,047
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	3,332	1,618	5,668	2,753
D1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	436	297	1,103	750
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	545	473	1,378	1,193
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	727	564	1,835	1,423
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,048	806	2,648	2,035
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,582	1,115	3,993	2,815
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,450	894	3,665	2,260
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,510	807	3,833	2,047
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	2,234	1,085	5,668	2,753
E1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	351	239	882	600
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	439	381	1,102	954
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	586	454	1,468	1,138
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	844	649	2,118	1,628
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,274	898	3,194	2,252
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,166	719	2,941	1,814
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,216	649	3,082	1,646
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	1,798	873	4,557	2,213

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
F1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	308	210	666	453
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	385	334	832	720
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	514	398	1,108	859
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	740	569	1,599	1,229
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	679	478	1,469	1,036
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,024	632	2,218	1,368
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,068	571	2,330	1,244
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	1,580	767	3,445	1,673
G1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	222	151	445	303
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	278	241	557	482
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	371	287	741	575
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	535	411	1,070	822
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	806	569	1,613	1,137
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	741	457	1,495	922
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	774	413	1,879	1,004
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	1,144	556	2,779	1,350
C	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	650	442	-	-
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	813	704	-	-
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,084	840	-	-
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,562	1,201	-	-
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	2,357	1,662	-	-
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	2,159	1,332	-	-
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	2,253	1,204	-	-
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	3,332	1,618	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
D	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	436	297	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	545	473	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	727	564	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,048	806	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,582	1,115	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,450	894	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,510	807	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	2,234	1,085	-	-
E	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	351	239	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	439	381	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	586	454	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	844	649	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,274	898	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,166	719	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,216	649	-	-
F	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	308	210	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	385	334	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	514	398	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	740	569	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,117	788	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,024	632	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,068	571	-	-
66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	1,580	767	-	-	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
G	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	222	151	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	278	241	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	371	287	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	535	411	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	806	569	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	741	457	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	774	413	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	1,144	556	-	-

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
429	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	309	210
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	386	335
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	515	399
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	742	571
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,120	789
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,690	1,042
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	2,634	1,407
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	3,895	1,892
309	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	222	151
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	278	241
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	371	287
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	535	411
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	806	569
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,217	751
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,897	1,014
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	2,806	1,363

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
185	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	133	91
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	167	144
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	222	172
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	320	246
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	483	340
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	729	450
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,136	607
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	1,680	816
100	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	72	49
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	90	78
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	120	93
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	173	133
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	261	184
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	394	243
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	614	328
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	908	441

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



意向確認
ご加入前
のご確認

家族支援共済 保障②は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。内容はP21~P27をご確認ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
C1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	3,508	22	15.2	4,013	393	22	10.2	449
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	3,217	20	15.2	3,648	360	20	10.2	408
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	2,648	16	15.2	2,919	732	16	25.2	806
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,866	11	15.2	2,007	516	11	25.2	555
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,063	6	15.4	1,115	292	6	25.5	306
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	877	5	15.1	908	243	5	25.1	251
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	539	3	15.2	548	149	3	25.2	151
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	539	3	15.2	548	149	3	25.2	151
	D1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	2,638	25	10.2	3,060	1,087	25	25.2
36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		2,159	20	10.2	2,448	889	20	25.2	1,008
41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		1,661	15	10.2	1,836	684	15	25.2	756
46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)		1,135	10	10.2	1,224	468	10	25.2	505
51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		598	5	10.5	630	242	5	25.4	254
56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		588	5	10.1	609	243	5	25.1	251
61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		362	3	10.2	368	149	3	25.2	151
66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)		362	3	10.2	368	149	3	25.2	151

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
E1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	2,121	25	8.2	2,460	871	25	20.2	1,010
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	1,736	20	8.2	1,968	713	20	20.2	808
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,336	15	8.2	1,476	549	15	20.2	606
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	912	10	8.2	984	375	10	20.2	404
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	484	5	8.4	509	195	5	20.5	205
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	472	5	8.1	489	195	5	20.2	202
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	291	3	8.2	295	120	3	20.3	122
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	291	3	8.2	295	120	3	20.3	122
F1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	1,863	25	7.2	2,161	656	25	15.2	761
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	1,524	20	7.2	1,728	537	20	15.2	609
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,173	15	7.2	1,296	413	15	15.2	456
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	801	10	7.2	864	282	10	15.2	304
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	427	5	7.3	442	148	5	15.3	153
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	414	5	7.1	428	147	5	15.2	152
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	255	3	7.2	259	90	3	15.2	91
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	255	3	7.2	259	90	3	15.2	91
	G1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	1,316	25	5.0	1,526	435	25	10.0
36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		1,101	20	5.2	1,248	360	20	10.2	408
41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		847	15	5.2	936	277	15	10.2	306
46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)		579	10	5.2	624	190	10	10.2	205
51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		313	5	5.4	329	100	5	10.5	105
56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		298	5	5.1	308	98	5	10.1	101
61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		185	3	5.2	188	61	3	10.3	62

家族支援共済 保障②

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取 総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約万円)
G1	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	185	3	5.2	188	61	3	10.3	62
C	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	3,932	25	15.2	4,561	-	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	3,217	20	15.2	3,648	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	2,475	15	15.2	2,736	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,691	10	15.2	1,824	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	883	5	15.5	930	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	877	5	15.1	908	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	539	3	15.2	548	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	539	3	15.2	548	-	-	-	-
	D	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	2,638	25	10.2	3,060	-	-	-
36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)		2,159	20	10.2	2,448	-	-	-	-
41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)		1,661	15	10.2	1,836	-	-	-	-
46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)		1,135	10	10.2	1,224	-	-	-	-
51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)		598	5	10.5	630	-	-	-	-
56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)		588	5	10.1	609	-	-	-	-
61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)		362	3	10.2	368	-	-	-	-
66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)		362	3	10.2	368	-	-	-	-
E		18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	2,074	25	8.0	2,405	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,736	20	8.2	1,968	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,336	15	8.2	1,476	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	912	10	8.2	984	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	484	5	8.4	509	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	472	5	8.1	489	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	291	3	8.2	295	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	291	3	8.2	295	-	-	-	-

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取 総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約万円)
F	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	1,863	25	7.2	2,161	-	-	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,503	20	7.1	1,704	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,173	15	7.2	1,296	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	801	10	7.2	864	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	427	5	7.4	449	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	414	5	7.1	428	-	-	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	255	3	7.2	259	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	255	3	7.2	259	-	-	-	-
	G	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	1,345	25	5.2	1,560	-	-	-
36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)		1,101	20	5.2	1,248	-	-	-	-
41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)		847	15	5.2	936	-	-	-	-
46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)		579	10	5.2	624	-	-	-	-
51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)		313	5	5.4	329	-	-	-	-
56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)		298	5	5.1	308	-	-	-	-
61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)		185	3	5.2	188	-	-	-	-
66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)		185	3	5.2	188	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者					
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
429	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	429	5	7.2	433
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	429	5	7.2	433
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	429	5	7.2	433
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	429	5	7.2	433
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	429	5	7.2	433
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	429	5	7.2	433
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	429	5	7.2	433
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	429	5	7.2	433
309	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	309	5	5.2	312
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	309	5	5.2	312
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	309	5	5.2	312
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	309	5	5.2	312
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	309	5	5.2	312
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	309	5	5.2	312
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	309	5	5.2	312
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	309	5	5.2	312
185	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	185	5	3.1	186
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	185	5	3.1	186
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	185	5	3.1	186
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	185	5	3.1	186
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	185	5	3.1	186
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	185	5	3.1	186
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	185	5	3.1	186
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	185	5	3.1	186

• 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子ども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
300	300
100	100

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.86](#)

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.86](#)

保険料

●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	2,421	1,614	1,658	1,108
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	2,799	2,413	1,915	1,652
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	3,098	2,383	5,241	4,033
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	3,172	2,426	5,366	4,107
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	2,743	1,924	4,611	3,235
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	3,429	2,105	5,815	3,570
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	3,293	1,752	5,571	2,964
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	4,878	2,361	8,253	3,995
D1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	1,820	1,213	4,587	3,065
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	1,878	1,619	4,729	4,081
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,943	1,495	4,897	3,769
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,930	1,476	4,867	3,725
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,543	1,082	3,821	2,681
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	2,299	1,411	5,815	3,570
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	2,212	1,177	5,571	2,964
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	3,276	1,586	8,253	3,995
E1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	1,463	976	3,676	2,456
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	1,510	1,302	3,793	3,273
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,563	1,202	3,931	3,025
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,550	1,186	3,900	2,985
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,249	876	3,079	2,161
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,846	1,133	4,666	2,865
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,778	946	4,487	2,387
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	2,634	1,275	6,647	3,217

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
F1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	1,285	857	2,768	1,850
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	1,326	1,143	2,857	2,465
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	1,372	1,056	2,957	2,276
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	1,362	1,041	2,933	2,245
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	1,102	773	2,337	1,640
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,619	994	3,518	2,159
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,558	829	3,365	1,790
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	2,308	1,117	4,985	2,413
G1	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	908	605	1,836	1,227
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	958	826	1,915	1,652
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	991	762	1,983	1,526
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	984	753	1,976	1,512
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	808	567	1,579	1,108
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	1,165	715	2,345	1,440
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	1,130	601	2,281	1,213
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	1,674	810	3,379	1,635
C	18~35歳 (1991.2.2~2009.2.1)	2,713	1,809	-	-
	36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)	2,799	2,413	-	-
	41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)	2,896	2,228	-	-
	46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	2,875	2,198	-	-
	51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)	2,278	1,598	-	-
	56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)	3,429	2,105	-	-
	61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)	3,293	1,752	-	-
	66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	4,878	2,361	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
D	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	1,820	1,213	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,878	1,619	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,943	1,495	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,930	1,476	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,543	1,082	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	2,299	1,411	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	2,212	1,177	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	3,276	1,586	-	-
E	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	1,431	954	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,510	1,302	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,563	1,202	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,550	1,186	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,249	876	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,846	1,133	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,778	946	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	2,634	1,275	-	-
F	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	1,285	857	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,308	1,127	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,372	1,056	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,362	1,041	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,102	773	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,619	994	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,558	829	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	2,308	1,117	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)		半年払保険料(円)	
		男性	女性	男性	女性
G	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	928	619	-	-
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	958	826	-	-
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	991	762	-	-
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	984	753	-	-
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	808	567	-	-
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,165	715	-	-
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,130	601	-	-
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	1,674	810	-	-

配偶者			
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料(円)	
		男性	女性
429	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	296	197
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	373	322
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	502	386
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	729	558
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,107	776
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,677	1,030
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	2,621	1,394
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	3,882	1,879
309	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	213	142
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	269	232
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	362	278
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	525	402
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	797	559
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	1,208	742
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,888	1,004
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	2,796	1,353
185	18～35歳 (1991.2.2～2009.2.1)	128	85
	36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	161	139
	41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	216	167
	46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	315	241
	51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	477	335
	56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	723	444
	61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	1,130	601
	66～70歳 (1956.2.2～1961.2.1)	1,674	810

子ども		
申込金額(万円)	月払保険料(円)	
	300	210
100	70	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

65歳対応コース

死亡・高度障害のとき (加入対象区分：本人)

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障① 内容(1年目～5年目分)				保障② 内容(6年目以降) (年金原資を5年間据え置いた金額で表示しています。)				保障①+② 内容				
		受取 年数	初年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	受取 年数	初年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	受取 年数	受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)
			年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)				年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)					
J1 (J1+J1)	18～35	5	7.9	19.8	673	668	25	8.1	20.8	3,480	3,000	30	4,153	3,668
	36～40						20	9.4	24.1	3,230	2,849	25	3,903	3,517
	41～45						15	9.1	23.4	2,350	2,126	20	3,023	2,794
	46～50						10	8.8	22.6	1,517	1,406	15	2,190	2,074
	51～55		7	8.7	22.1	1,041	979	12	1,714	1,647				
	56～60		6.9	614	609	5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
	61～65					5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
	66～70					5	7.5	21.7	668	635	10	1,282	1,244	
66～70	5	7.5				21.7	668	635	10	1,282	1,244			
R1 (R1+R1)	18～35	5	5.9	14.9	505	501	25	7.2	18.6	3,106	2,678	30	3,611	3,179
	36～40						20	7.0	18.1	2,422	2,137	25	2,927	2,638
	41～45						15	6.8	17.5	1,764	1,596	20	2,269	2,097
	46～50						10	6.6	16.9	1,136	1,054	15	1,641	1,555
	51～55						7	6.5	16.5	780	734	12	1,285	1,235
	56～60						5	6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023
	61～65						5	6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023
	66～70						5	6.4	16.3	549	522	10	1,054	1,023

〈仕組み・保険料について〉

※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)

※いずれか1種類を選んでください。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

※記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

保障①+② 合計保険料				保険料内訳							
				保障①				保障②			
月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料	
男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
1,788	1,197	4,667	3,129	339	231	869	591	1,449	966	3,798	2,538
2,161	1,864	5,623	4,855	424	367	1,085	940	1,737	1,497	4,538	3,915
2,309	1,780	5,993	4,620	565	438	1,446	1,121	1,744	1,342	4,547	3,499
2,493	1,909	6,444	4,939	815	626	2,086	1,604	1,678	1,283	4,358	3,335
3,004	2,112	7,741	5,442	1,229	867	3,146	2,218	1,775	1,245	4,595	3,224
3,300	2,031	9,680	5,955	1,623	1,001	4,750	2,929	1,677	1,030	4,930	3,026
5,151	2,745	15,105	8,051	2,530	1,351	7,403	3,954	2,621	1,394	7,702	4,097
7,623	3,696	22,357	10,840	3,741	1,817	10,947	5,317	3,882	1,879	11,410	5,523
1,548	1,036	4,042	2,708	254	173	653	444	1,294	863	3,389	2,264
1,620	1,398	4,220	3,644	318	275	815	706	1,302	1,123	3,405	2,938
1,733	1,335	4,501	3,470	424	328	1,086	842	1,309	1,007	3,415	2,628
1,869	1,431	4,833	3,704	611	469	1,567	1,205	1,258	962	3,266	2,499
2,252	1,584	5,806	4,081	921	650	2,364	1,666	1,331	934	3,442	2,415
2,826	1,739	7,277	4,478	1,391	858	3,568	2,201	1,435	881	3,709	2,277
4,409	2,351	11,357	6,053	2,167	1,158	5,562	2,970	2,242	1,193	5,795	3,083
6,526	3,164	16,809	8,151	3,205	1,557	8,224	3,995	3,321	1,607	8,585	4,156

〈年金額について〉

※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプ的设计となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の受取額となっています。

※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の受取額となっています。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

65歳対応コース

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障① 内容(1年目～5年目分)				保障② 内容(6年目以降) (年金原資を5年間据え置いた金額で表示しています。)				保障①+② 内容				
		受取 年数 (年)	初年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	受取 年数 (年)	初年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	受取 年数 (年)	受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)
			年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)				年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)					
J (J+J)	18～35	5	7.9	-	475	471	25	9.6	-	2,900	2,500	30	3,375	2,971
	36～40						20	9.4		2,263	1,996	25	2,738	2,467
	41～45						15	9.1		1,648	1,491	20	2,123	1,962
	46～50						10	8.8		1,065	987	15	1,540	1,458
	51～55		7	8.7	732	688	12	1,207	1,159					
	56～60		6.9	-	416	412	5	7.5	451	429	10	867	841	
	61～65						5	7.5	451	429	10	867	841	
	66～70						5	7.5	451	429	10	867	841	
R (R+R)	18～35	5	5.9	-	356	353	25	7.2	-	2,175	1,875	30	2,531	2,228
	36～40						20	7.0		1,697	1,497	25	2,053	1,850
	41～45						15	6.8		1,237	1,119	20	1,593	1,472
	46～50						10	6.6		798	740	15	1,154	1,093
	51～55						7	6.5		549	516	12	905	869
	56～60						5	6.4		386	367	10	742	720
	61～65						5	6.4		386	367	10	742	720
	66～70						5	6.4		386	367	10	742	720

〈仕組み・保険料について〉

※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)

※いずれか1種類を選んでください。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

※記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

保障①+② 合計保険料				保険料内訳							
				保障①				保障②			
月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料	
男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
2,064	1,381			339	231			1,725	1,150		
2,161	1,864			424	367			1,737	1,497		
2,309	1,780			565	438			1,744	1,342		
2,493	1,909			815	626			1,678	1,283		
3,004	2,112	-	-	1,229	867	-	-	1,775	1,245	-	-
3,300	2,031			1,623	1,001			1,677	1,030		
5,151	2,745			2,530	1,351			2,621	1,394		
7,623	3,696			3,741	1,817			3,882	1,879		
1,548	1,036			254	173			1,294	863		
1,620	1,398			318	275			1,302	1,123		
1,733	1,335			424	328			1,309	1,007		
1,869	1,431			611	469			1,258	962		
2,252	1,584	-	-	921	650	-	-	1,331	934	-	-
2,826	1,739			1,391	858			1,435	881		
4,409	2,351			2,167	1,158			2,242	1,193		
6,526	3,164			3,205	1,557			3,321	1,607		

〈年金額について〉

※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプ的设计となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の受取額となっています。

※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の受取額となっています。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

一時金セットコース

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障① 内容		保障② 内容				保障①+② 内容				
		一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	受取 年数 (年)	初 年 度		最 終 年 度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	受取 年数 (年)	受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)
				年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)	年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)					
J1 (W+J1)	18~35	50	21	7.6	19.6	10.6	27.4	3,295	3,000	21	3,345	3,050
	36~40		20	7.6	19.5	10.5	27.0	3,111	2,849	20	3,161	2,899
	41~45		15	7.7	19.7	9.8	25.2	2,260	2,126	15	2,310	2,176
	46~50		10	7.8	19.9	9.2	23.5	1,457	1,406	10	1,507	1,456
	51~55	30	7	7.8	20.0	8.8	22.4	999	979	7	1,029	1,009
	56~60		5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
	61~65		5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
	66~70		5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	5	671	665
R1 (W+R1)	18~35	50	25	5.6	14.5	8.3	21.5	3,005	2,678	25	3,055	2,728
	36~40		20	5.7	14.6	7.9	20.2	2,334	2,137	20	2,384	2,187
	41~45		15	5.8	14.8	7.4	18.9	1,697	1,596	15	1,747	1,646
	46~50		10	5.8	14.9	6.9	17.6	1,092	1,054	10	1,142	1,104
	51~55	30	7	5.9	15.0	6.6	16.8	748	734	7	778	764
	56~60		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
	61~65		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
	66~70		5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	5	556	552
J (W+J)	18~35	50	25	7.5	-	11.1	-	2,805	2,500	25	2,855	2,550
	36~40		20	7.6	-	10.5	-	2,180	1,996	20	2,230	2,046
	41~45		15	7.7	-	9.8	-	1,585	1,491	15	1,635	1,541
	46~50		10	7.8	-	9.2	-	1,023	987	10	1,073	1,037
	51~55	30	7	7.8	-	8.8	-	702	688	7	732	718
	56~60		5	6.9	-	7.5	-	433	429	5	463	459
	61~65		5	6.9	-	7.5	-	433	429	5	463	459
	66~70		5	6.9	-	7.5	-	433	429	5	463	459
R (W+R)	18~35	50	25	5.6	-	8.3	-	2,104	1,875	25	2,154	1,925
	36~40		20	5.7	-	7.9	-	1,635	1,497	20	1,685	1,547
	41~45		15	5.8	-	7.4	-	1,190	1,119	15	1,240	1,169
	46~50		10	5.8	-	6.9	-	767	740	10	817	790
	51~55	30	7	5.9	-	6.6	-	526	516	7	556	546
	56~60		5	5.9	-	6.4	-	370	367	5	400	397
	61~65		5	5.9	-	6.4	-	370	367	5	400	397
	66~70		5	5.9	-	6.4	-	370	367	5	400	397

保障①+② 合計保険料				保険料内訳							
				保障①				保障②			
月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料		月払保険料		半年払保険料	
男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
1,485	991	3,798	2,538	36	25	-	-	1,449	966	3,798	2,538
1,782	1,536	4,538	3,915	45	39	-	-	1,737	1,497	4,538	3,915
1,804	1,389	4,547	3,499	60	47	-	-	1,744	1,342	4,547	3,499
1,765	1,350	4,358	3,335	87	67	-	-	1,678	1,283	4,358	3,335
1,853	1,300	4,595	3,224	78	55	-	-	1,775	1,245	4,595	3,224
1,795	1,103	4,930	3,026	118	73	-	-	1,677	1,030	4,930	3,026
2,805	1,492	7,702	4,097	184	98	-	-	2,621	1,394	7,702	4,097
4,154	2,011	11,410	5,523	272	132	-	-	3,882	1,879	11,410	5,523
1,330	888	3,389	2,264	36	25	-	-	1,294	863	3,389	2,264
1,347	1,162	3,405	2,938	45	39	-	-	1,302	1,123	3,405	2,938
1,369	1,054	3,415	2,628	60	47	-	-	1,309	1,007	3,415	2,628
1,345	1,029	3,266	2,499	87	67	-	-	1,258	962	3,266	2,499
1,409	989	3,442	2,415	78	55	-	-	1,331	934	3,442	2,415
1,553	954	3,709	2,277	118	73	-	-	1,435	881	3,709	2,277
2,426	1,291	5,795	3,083	184	98	-	-	2,242	1,193	5,795	3,083
3,593	1,739	8,585	4,156	272	132	-	-	3,321	1,607	8,585	4,156
1,761	1,175	-	-	36	25	-	-	1,725	1,150	-	-
1,782	1,536	-	-	45	39	-	-	1,737	1,497	-	-
1,804	1,389	-	-	60	47	-	-	1,744	1,342	-	-
1,765	1,350	-	-	87	67	-	-	1,678	1,283	-	-
1,853	1,300	-	-	78	55	-	-	1,775	1,245	-	-
1,795	1,103	-	-	118	73	-	-	1,677	1,030	-	-
2,805	1,492	-	-	184	98	-	-	2,621	1,394	-	-
4,154	2,011	-	-	272	132	-	-	3,882	1,879	-	-
1,330	888	-	-	36	25	-	-	1,294	863	-	-
1,347	1,162	-	-	45	39	-	-	1,302	1,123	-	-
1,369	1,054	-	-	60	47	-	-	1,309	1,007	-	-
1,345	1,029	-	-	87	67	-	-	1,258	962	-	-
1,409	989	-	-	78	55	-	-	1,331	934	-	-
1,553	954	-	-	118	73	-	-	1,435	881	-	-
2,426	1,291	-	-	184	98	-	-	2,242	1,193	-	-
3,593	1,739	-	-	272	132	-	-	3,321	1,607	-	-

シニア向けコース

(旧制度改定前コース)

死亡・高度障害のとき (加入対象区分: 本人)

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障内容							月払保険料		半年払保険料	
		受取 年数 (年)	初年度		最終年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
			年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)	年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)						
J1	18~35	21	7.6	19.6	10.6	27.4	3,295	3,000	1,449	966	3,798	2,538
	36~40	20	7.6	19.5	10.5	27.0	3,111	2,849	1,737	1,497	4,538	3,915
	41~45	15	7.7	19.7	9.8	25.2	2,260	2,126	1,744	1,342	4,547	3,499
	46~50	10	7.8	19.9	9.2	23.5	1,457	1,406	1,678	1,283	4,358	3,335
	51~55	7	7.8	20.0	8.8	22.4	999	979	1,775	1,245	4,595	3,224
	56~60	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	1,677	1,030	4,930	3,026
	61~65	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	2,621	1,394	7,702	4,097
	66~70	5	6.9	20.0	7.5	21.6	641	635	3,882	1,879	11,410	5,523
R1	18~35	25	5.6	14.5	8.3	21.5	3,005	2,678	1,294	863	3,389	2,264
	36~40	20	5.7	14.6	7.9	20.2	2,334	2,137	1,302	1,123	3,405	2,938
	41~45	15	5.8	14.8	7.4	18.9	1,697	1,596	1,309	1,007	3,415	2,628
	46~50	10	5.8	14.9	6.9	17.6	1,092	1,054	1,258	962	3,266	2,499
	51~55	7	5.9	15.0	6.6	16.8	748	734	1,331	934	3,442	2,415
	56~60	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	1,435	881	3,709	2,277
	61~65	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	2,242	1,193	5,795	3,083
	66~70	5	5.9	15.0	6.4	16.2	526	522	3,321	1,607	8,585	4,156
J	18~35	25	7.5	-	11.1	-	2,805	2,500	1,725	1,150	-	-
	36~40	20	7.6	-	10.5	-	2,180	1,996	1,737	1,497	-	-
	41~45	15	7.7	-	9.8	-	1,585	1,491	1,744	1,342	-	-
	46~50	10	7.8	-	9.2	-	1,023	987	1,678	1,283	-	-
	51~55	7	7.8	-	8.8	-	702	688	1,775	1,245	-	-
	56~60	5	6.9	-	7.5	-	433	429	1,677	1,030	-	-
	61~65	5	6.9	-	7.5	-	433	429	2,621	1,394	-	-
	66~70	5	6.9	-	7.5	-	433	429	3,882	1,879	-	-

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障内容							月払保険料		半年払保険料	
		受取 年数 (年)	初年度		最終年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
			年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)	年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)						
R	18~35	25	5.6	-	8.3	-	2,104	1,875	1,294	863	-	-
	36~40	20	5.7	-	7.9	-	1,635	1,497	1,302	1,123	-	-
	41~45	15	5.8	-	7.4	-	1,190	1,119	1,309	1,007	-	-
	46~50	10	5.8	-	6.9	-	767	740	1,258	962	-	-
	51~55	7	5.9	-	6.6	-	526	516	1,331	934	-	-
	56~60	5	5.9	-	6.4	-	370	367	1,435	881	-	-
	61~65	5	5.9	-	6.4	-	370	367	2,242	1,193	-	-
	66~70	5	5.9	-	6.4	-	370	367	3,321	1,607	-	-

〈仕組み・保険料について〉

※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)

※いずれか1種類を選んでください。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

※記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

〈年金額について〉

※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプ的设计となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の受取額となっています。

※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の受取額となっています。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

型	年齢 (保険年齢) (歳)	保障内容							月払保険料		半年払保険料	
		受取 年数 (年)	初年度		最終年度		受取 総額 (約万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (万円)	男性 (円)	女性 (円)	男性 (円)	女性 (円)
			年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)	年金月額 (約万円)	ボーナス 給付額 (約万円)						
A1	18~35	21	6.7	25.0	9.4	35.0	3,295	3,000	1,277	851	4,853	3,243
	36~40	20	6.8	19.5	9.4	27.0	2,888	2,645	1,559	1,344	4,538	3,915
	41~45	15	6.9	19.7	8.8	25.2	2,093	1,969	1,561	1,201	4,547	3,499
	46~50	10	6.9	19.9	8.2	23.5	1,345	1,298	1,494	1,143	4,358	3,335
	51~55	7	6.9	20.0	7.8	22.4	919	901	1,574	1,104	4,595	3,224
	56~60	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	1,451	890	4,930	3,026
	61~65	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	2,267	1,206	7,702	4,097
	66~70	5	6.0	20.0	6.4	21.6	582	577	3,358	1,625	11,410	5,523
B1	18~35	25	4.8	14.5	7.1	21.5	2,702	2,408	1,107	738	3,389	2,264
	36~40	20	4.8	14.6	6.7	20.2	2,097	1,920	1,114	960	3,405	2,938
	41~45	15	4.9	14.8	6.3	18.9	1,520	1,430	1,115	858	3,415	2,628
	46~50	10	4.9	14.9	5.8	17.6	975	942	1,068	816	3,266	2,499
	51~55	7	4.9	15.0	5.5	16.8	667	654	1,125	789	3,442	2,415
	56~60	5	5.0	15.0	5.4	16.2	468	464	1,208	742	3,709	2,277
	61~65	5	5.0	15.0	5.4	16.2	468	464	1,888	1,004	5,795	3,083
	66~70	5	5.0	15.0	5.4	16.2	468	464	2,796	1,353	8,585	4,156
A	18~35	25	6.7	-	10.0	-	2,520	2,246	1,550	1,033	-	-
	36~40	20	6.8	-	9.4	-	1,957	1,792	1,559	1,344	-	-
	41~45	15	6.9	-	8.8	-	1,418	1,334	1,561	1,201	-	-
	46~50	10	6.9	-	8.2	-	911	879	1,494	1,143	-	-
	51~55	7	6.9	-	7.8	-	622	610	1,574	1,104	-	-
	56~60	5	6.0	-	6.4	-	374	371	1,451	890	-	-
	61~65	5	6.0	-	6.4	-	374	371	2,267	1,206	-	-
	66~70	5	6.0	-	6.4	-	374	371	3,358	1,625	-	-
B	18~35	25	4.8	-	7.1	-	1,801	1,605	1,107	738	-	-
	36~40	20	4.8	-	6.7	-	1,398	1,280	1,114	960	-	-
	41~45	15	4.9	-	6.3	-	1,013	953	1,115	858	-	-
	46~50	10	4.9	-	5.8	-	650	628	1,068	816	-	-
	51~55	7	4.9	-	5.5	-	445	436	1,125	789	-	-
	56~60	5	5.0	-	5.4	-	312	309	1,208	742	-	-
	61~65	5	5.0	-	5.4	-	312	309	1,888	1,004	-	-
	66~70	5	5.0	-	5.4	-	312	309	2,796	1,353	-	-

〈仕組み・保険料について〉

※本制度は、新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。(65歳対応コース、一時金セットコース)

※いずれか1種類を選んでください。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

※記載の保険料は2025年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

〈年金額について〉

※65歳対応コースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプ的设计となっています。また保障②部分については、年金原資を5年据え置いた場合の受取額となっています。

※一時金セットコースは年金原資を据え置いていない場合の受取額となっています。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

※年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

※この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

※ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。

※半年単位の契約応当日から、次の半年払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その半年払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。



重い病気
への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

特約制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者	
		100万円	200万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	100万円	200万円
	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)		
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	50万円	100万円
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	10万円	20万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額200万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	7大疾病保険金	がん・上皮内新生物 保険金	
		200万円	100万円 主契約の5割	20万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			200万円
	悪性新生物(がん) ^(注)	●	●	●	320万円
	急性心筋梗塞	●	●		300万円
	脳卒中	●	●		
	重度の糖尿病		●		100万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
肝硬変		●			
上皮内新生物				●	20万円

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

! 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。
! ご注意

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
特定疾病保険金	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内新生物^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13} ^{※14}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.85**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.88**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.86**

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- ・所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- ・税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険料

●月額保険料 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	100万円			200万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳 (2006.2.2～ 2009.2.1)	148	65	13	296	130	26
21～25歳 (2001.2.2～ 2006.2.1)	199	70	13	398	140	26
26～30歳 (1996.2.2～ 2001.2.1)	204	80	14	408	160	28
31～35歳 (1991.2.2～ 1996.2.1)	253	105	16	506	210	32
36～40歳 (1986.2.2～ 1991.2.1)	344	135	20	688	270	40
41～45歳 (1981.2.2～ 1986.2.1)	478	195	30	956	390	60
46～50歳 (1976.2.2～ 1981.2.1)	801	340	47	1,602	680	94
51～55歳 (1971.2.2～ 1976.2.1)	1,332	540	72	2,664	1,080	144
56～60歳 (1966.2.2～ 1971.2.1)	2,088	920	124	4,176	1,840	248
61～65歳 (1961.2.2～ 1966.2.1)	3,257	1,465	227	6,514	2,930	454
66～70歳 (1956.2.2～ 1961.2.1)	4,824	2,115	348	9,648	4,230	696

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	100万円			200万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳 (2006.2.2～ 2009.2.1)	123	65	15	246	130	30
21～25歳 (2001.2.2～ 2006.2.1)	148	75	25	296	150	50
26～30歳 (1996.2.2～ 2001.2.1)	189	100	32	378	200	64
31～35歳 (1991.2.2～ 1996.2.1)	271	145	45	542	290	90
36～40歳 (1986.2.2～ 1991.2.1)	400	220	61	800	440	122
41～45歳 (1981.2.2～ 1986.2.1)	586	365	80	1,172	730	160
46～50歳 (1976.2.2～ 1981.2.1)	740	475	100	1,480	950	200
51～55歳 (1971.2.2～ 1976.2.1)	969	605	103	1,938	1,210	206
56～60歳 (1966.2.2～ 1971.2.1)	1,195	805	119	2,390	1,610	238
61～65歳 (1961.2.2～ 1966.2.1)	1,698	955	161	3,396	1,910	322
66～70歳 (1956.2.2～ 1961.2.1)	2,244	1,275	181	4,488	2,550	362

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- ・加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

年金形式での受取も可能です！

年金受取例① 200万円コース (保険金額 200万円) 一時金100万円+年金受取3年間



※全額一時金での受取も可能です。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

年金受取例② 100万円コース (保険金額 100万円) 年金受取3年間



※全額一時金での受取も可能です。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

年金の取扱い

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」のご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。



意向確認
ご加入前
ご確認

退職後継続制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本人・配偶者
	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300万円
[死亡・高度障害保険金]	

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.87**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.88**

保険料

●月額保険料 (単位：円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>

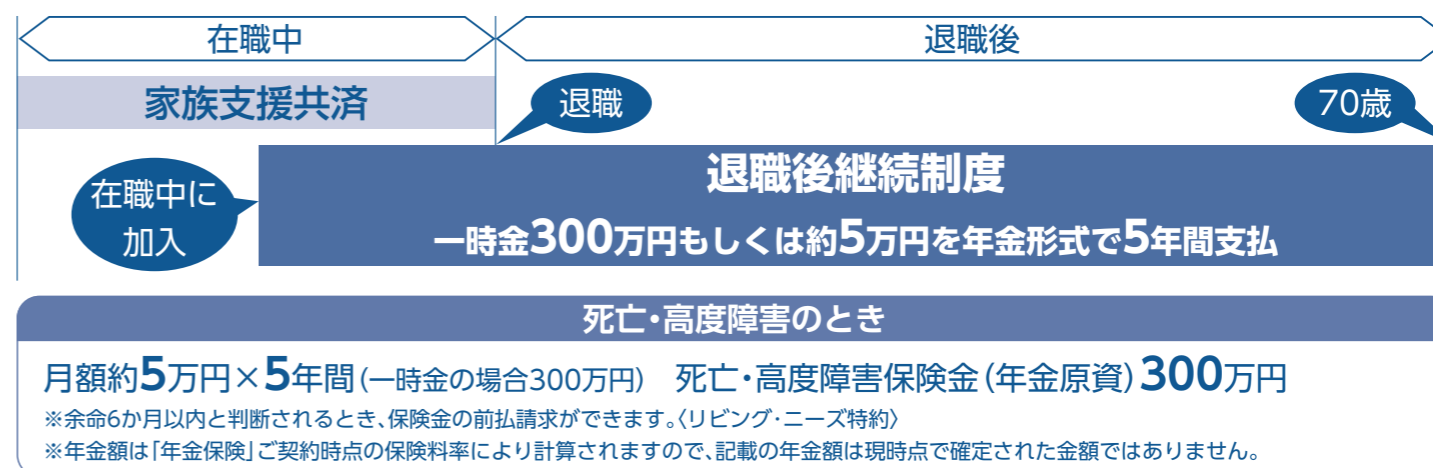
- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本人・配偶者	本人・配偶者
	300万円	300万円
18歳(2008.2.2~2009.2.1)	996	612
19歳(2007.2.2~2008.2.1)	1,014	624
20歳(2006.2.2~2007.2.1)	1,035	633
21歳(2005.2.2~2006.2.1)	1,053	645
22歳(2004.2.2~2005.2.1)	1,074	657
23歳(2003.2.2~2004.2.1)	1,098	669
24歳(2002.2.2~2003.2.1)	1,122	681
25歳(2001.2.2~2002.2.1)	1,143	693
26歳(2000.2.2~2001.2.1)	1,167	708
27歳(1999.2.2~2000.2.1)	1,194	723
28歳(1998.2.2~1999.2.1)	1,224	738
29歳(1997.2.2~1998.2.1)	1,248	753
30歳(1996.2.2~1997.2.1)	1,281	771
31歳(1995.2.2~1996.2.1)	1,314	783
32歳(1994.2.2~1995.2.1)	1,344	801
33歳(1993.2.2~1994.2.1)	1,380	819
34歳(1992.2.2~1993.2.1)	1,416	840
35歳(1991.2.2~1992.2.1)	1,455	858
36歳(1990.2.2~1991.2.1)	1,497	876
37歳(1989.2.2~1990.2.1)	1,536	897
38歳(1988.2.2~1989.2.1)	1,584	918
39歳(1987.2.2~1988.2.1)	1,626	942
40歳(1986.2.2~1987.2.1)	1,677	960
41歳(1985.2.2~1986.2.1)	1,728	984
42歳(1984.2.2~1985.2.1)	1,779	1,011
43歳(1983.2.2~1984.2.1)	1,836	1,038
44歳(1982.2.2~1983.2.1)	1,896	1,062
45歳(1981.2.2~1982.2.1)	1,956	1,089
46歳(1980.2.2~1981.2.1)	2,025	1,119
47歳(1979.2.2~1980.2.1)	2,091	1,149
48歳(1978.2.2~1979.2.1)	2,163	1,179
49歳(1977.2.2~1978.2.1)	2,238	1,212

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性	女性
	本人・配偶者	本人・配偶者
	300万円	300万円
50歳(1976.2.2~1977.2.1)	2,316	1,239
51歳(1975.2.2~1976.2.1)	2,394	1,269
52歳(1974.2.2~1975.2.1)	2,472	1,299
53歳(1973.2.2~1974.2.1)	2,553	1,326
54歳(1972.2.2~1973.2.1)	2,640	1,356
55歳(1971.2.2~1972.2.1)	2,733	1,389
56歳(1970.2.2~1971.2.1)	2,829	1,419
57歳(1969.2.2~1970.2.1)	2,934	1,455
58歳(1968.2.2~1969.2.1)	3,042	1,494
59歳(1967.2.2~1968.2.1)	3,156	1,530
60歳(1966.2.2~1967.2.1)	3,270	1,566
61歳(1965.2.2~1966.2.1)	3,396	1,605
62歳(1964.2.2~1965.2.1)	3,525	1,647
63歳(1963.2.2~1964.2.1)	3,660	1,689
64歳(1962.2.2~1963.2.1)	3,798	1,734
65歳(1961.2.2~1962.2.1)	3,939	1,782

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

制度内容



年金払

- 年金の種類と型** ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
 - 配当金** ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 年金受取人** ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金のお支払い** ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
 - 年金払の対象となる保険金** ●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

2026年9月1日 加入取扱いについて 家族支援共済(保障①+保障②)

中途加入の場合は本パンフレットを下記の通り読み替えてください。

該当箇所	読替前	読替後
表紙 申込締切日	2026年5月11日(月)	2026年6月15日(月)
表紙 責任開始期(加入日)	2026年8月1日(土)	2026年9月1日(火)
表紙 配当の文言 17ページ 家族支援共済の仕組み	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(ただし、今回は2026年9月1日～2027年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。)
1ページ 商品の特長	配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合) ※ただし、今回は2026年9月1日～2027年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。
3ページ ■商品の仕組み	保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。	保障の期間は11カ月間(2026年9月1日～2027年7月31日)で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
3ページ ■保険料【控除方法】	毎月の給与より控除します。(初回は8月より)ボーナス払はボーナスより控除します。(初回は12月のボーナスより)	毎月の給与から控除します。(初回は9月より)
3ページ ■配当金	家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(ただし、今回は2026年9月1日～2027年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。)
21・25・29・41・53ページ 保険期間	2026年8月1日(土)～2027年7月31日(土)	2026年9月1日(火)～2027年7月31日(土)
29・41ページ 保障内容等 (契約概要部分)	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。 (ただし、今回は2026年9月1日～2027年7月31日の11カ月間で収支計算を行ないます。)

該当箇所	読替前	読替後
21・35・47ページ 保険料	記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。	本パンフレットに記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保険料は、更新時のご加入状況等に基づき算出しますので、本パンフレット記載の保険料と異なる場合があります。その場合、変更後の保険料が加入月から適用されます。
23・27ページ 保険料	記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。	本パンフレットに記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保険料は、更新時のご加入状況等に基づき算出しますので、本パンフレット記載の保険料と異なる場合があります。その場合、変更後の保険料が加入月から適用されます。
裏表紙 お申込み方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

〈中途PRの取り扱いできない事項〉

今回のご案内につきましては以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。

- ・既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)の、コース(保険金額)変更
- ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入
- ・家族支援共済保障①・保障②のボーナスありコースへの加入
- ・特約制度、退職後継続制度の加入

家族支援共済 保障①・保障② 配偶者プラン・子どもプランの加入できない場合



配偶者プラン・子どもプランの保険金額は本人(保障①・保障②)の保険金額と同額以下でしか加入できません。
 本人のご年代により加入できるコースが異なりますので、ご注意ください。

家族支援共済 保障①

○：加入可、×：加入不可

コース名	組合員本人			配偶者プラン		
	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)
月額 15万円コース	あり	18～35	1,022	○	○	○
		36～40	1,022	○	○	○
		41～45	927	○	○	○
		46～50	927	○	○	○
		51～55	927	○	○	○
		56～60	700	○	○	○
		61～65	469	○	○	○
	66～70	469	○	○	○	
	なし	18～35	903	○	○	○
		36～40	903	○	○	○
		41～45	903	○	○	○
		46～50	903	○	○	○
		51～55	903	○	○	○
		56～60	548	○	○	○
61～65		367	×	○	○	
66～70	367	×	○	○		
月額 10万円コース	あり	18～35	856	○	○	○
		36～40	856	○	○	○
		41～45	856	○	○	○
		46～50	856	○	○	○
		51～55	856	○	○	○
		56～60	520	○	○	○
		61～65	348	×	○	○
	66～70	348	×	○	○	
	なし	18～35	606	○	○	○
		36～40	606	○	○	○
		41～45	606	○	○	○
		46～50	606	○	○	○
		51～55	606	○	○	○
		56～60	368	×	○	○
61～65		246	×	×	○	
66～70	246	×	×	○		
月額 8万円コース	あり	18～35	688	○	○	○
		36～40	688	○	○	○
		41～45	688	○	○	○
		46～50	688	○	○	○
		51～55	688	○	○	○
		56～60	418	×	○	○
		61～65	280	×	×	○
	66～70	280	×	×	○	
	なし	18～35	488	○	○	○
		36～40	488	○	○	○
		41～45	488	○	○	○
		46～50	488	○	○	○
		51～55	488	○	○	○
		56～60	296	×	×	○
61～65		198	×	×	○	
66～70	198	×	×	○		

コース名	組合員本人			配偶者プラン		
	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)
月額 7万円コース	あり	18～35	579	○	○	○
		36～40	579	○	○	○
		41～45	579	○	○	○
		46～50	579	○	○	○
		51～55	352	×	○	○
		56～60	352	×	○	○
		61～65	236	×	×	○
	66～70	236	×	×	○	
	なし	18～35	428	×	○	○
		36～40	428	×	○	○
		41～45	428	×	○	○
		46～50	428	×	○	○
		51～55	428	×	○	○
		56～60	260	×	×	○
61～65		174	×	×	×	
66～70	174	×	×	×		
月額 5万円コース	あり	18～35	410	×	○	○
		36～40	410	×	○	○
		41～45	410	×	○	○
		46～50	410	×	○	○
		51～55	410	×	○	○
		56～60	250	×	×	○
		61～65	176	×	×	×
	66～70	176	×	×	×	
	なし	18～35	309	×	○	○
		36～40	309	×	○	○
		41～45	309	×	○	○
		46～50	309	×	○	○
		51～55	309	×	○	○
		56～60	188	×	×	○
61～65		126	×	×	×	
66～70	126	×	×	×		
65歳対応コース	あり (J1+J1)	18～35	668	○	○	○
		36～40	668	○	○	○
		41～45	668	○	○	○
		46～50	668	○	○	○
		51～55	668	○	○	○
		56～60	609	○	○	○
		61～65	609	○	○	○
	66～70	609	○	○	○	
	なし (J+J)	18～35	471	○	○	○
		36～40	471	○	○	○
		41～45	471	○	○	○
		46～50	471	○	○	○
		51～55	471	○	○	○
		56～60	412	×	○	○
61～65		412	×	○	○	
66～70	412	×	○	○		

組合員本人				配偶者プラン		
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)
65歳対応コース	あり (R1+R1)	18～35	501	○	○	○
		36～40	501	○	○	○
		41～45	501	○	○	○
		46～50	501	○	○	○
		51～55	501	○	○	○
		56～60	501	○	○	○
		61～65	501	○	○	○
		66～70	501	○	○	○
	なし (R+R)	18～35	353	×	○	○
		36～40	353	×	○	○
		41～45	353	×	○	○
		46～50	353	×	○	○
		51～55	353	×	○	○
		56～60	353	×	○	○
61～65		353	×	○	○	
66～70		353	×	○	○	
一時金 セットコース	あり (W+J1)	18～35	50	×	×	×
		36～40	50	×	×	×
		41～45	50	×	×	×
		46～50	50	×	×	×
		51～55	30	×	×	×
		56～60	30	×	×	×
		61～65	30	×	×	×
		66～70	30	×	×	×
	なし (W+J)	18～35	50	×	×	×
		36～40	50	×	×	×
		41～45	50	×	×	×
		46～50	50	×	×	×
		51～55	30	×	×	×
		56～60	30	×	×	×
		61～65	30	×	×	×
		66～70	30	×	×	×
	あり (W+R1)	18～35	50	×	×	×
		36～40	50	×	×	×
		41～45	50	×	×	×
		46～50	50	×	×	×
		51～55	30	×	×	×
		56～60	30	×	×	×
		61～65	30	×	×	×
		66～70	30	×	×	×
	なし (W+R)	18～35	50	×	×	×
		36～40	50	×	×	×
		41～45	50	×	×	×
		46～50	50	×	×	×
51～55		30	×	×	×	
56～60		30	×	×	×	
61～65		30	×	×	×	
66～70		30	×	×	×	

家族支援共済 保障②

○：加入可、×：加入不可

組合員本人				配偶者プラン			子どもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
月額 15万円 コース	あり	18～35	3,901	○	○	○	○	○
		36～40	3,577	○	○	○	○	○
		41～45	3,380	○	○	○	○	○
		46～50	2,382	○	○	○	○	○
		51～55	1,355	○	○	○	○	○
		56～60	1,120	○	○	○	○	○
		61～65	688	○	○	○	○	○
		66～70	688	○	○	○	○	○
	なし	18～35	3,932	○	○	○	○	○
		36～40	3,217	○	○	○	○	○
		41～45	2,475	○	○	○	○	○
		46～50	1,691	○	○	○	○	○
		51～55	883	○	○	○	○	○
		56～60	877	○	○	○	○	○
61～65		539	○	○	○	○	○	
66～70		539	○	○	○	○	○	
月額 10万円 コース	あり	18～35	3,725	○	○	○	○	○
		36～40	3,048	○	○	○	○	○
		41～45	2,345	○	○	○	○	○
		46～50	1,603	○	○	○	○	○
		51～55	840	○	○	○	○	○
		56～60	831	○	○	○	○	○
		61～65	511	○	○	○	○	○
		66～70	511	○	○	○	○	○
	なし	18～35	2,638	○	○	○	○	○
		36～40	2,159	○	○	○	○	○
		41～45	1,661	○	○	○	○	○
		46～50	1,135	○	○	○	○	○
		51～55	598	○	○	○	○	○
		56～60	588	○	○	○	○	○
61～65		362	×	○	○	○	○	
66～70		362	×	○	○	○	○	
月額 8万円 コース	あり	18～35	2,992	○	○	○	○	○
		36～40	2,449	○	○	○	○	○
		41～45	1,885	○	○	○	○	○
		46～50	1,287	○	○	○	○	○
		51～55	679	○	○	○	○	○
		56～60	667	○	○	○	○	○
		61～65	411	×	○	○	○	○
		66～70	411	×	○	○	○	○
	なし	18～35	2,074	○	○	○	○	○
		36～40	1,736	○	○	○	○	○
		41～45	1,336	○	○	○	○	○
		46～50	912	○	○	○	○	○
		51～55	484	○	○	○	○	○
		56～60	472	○	○	○	○	○
61～65		291	×	×	○	×	○	
66～70		291	×	×	○	×	○	

組合員本人				配偶者プラン			子どもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
月額 7万円 コース	あり	18～35	2,519	○	○	○	○	○
		36～40	2,061	○	○	○	○	○
		41～45	1,586	○	○	○	○	○
		46～50	1,083	○	○	○	○	○
		51～55	575	○	○	○	○	○
		56～60	561	○	○	○	○	○
		61～65	345	×	○	○	○	○
		66～70	345	×	○	○	○	○
	なし	18～35	1,863	○	○	○	○	○
		36～40	1,503	○	○	○	○	○
		41～45	1,173	○	○	○	○	○
		46～50	801	○	○	○	○	○
		51～55	427	×	○	○	○	○
		56～60	414	×	○	○	○	○
		61～65	255	×	×	○	×	○
		66～70	255	×	×	○	×	○
月額 5万円 コース	あり	18～35	1,751	○	○	○	○	○
		36～40	1,461	○	○	○	○	○
		41～45	1,124	○	○	○	○	○
		46～50	769	○	○	○	○	○
		51～55	413	×	○	○	○	○
		56～60	396	×	○	○	○	○
		61～65	246	×	×	○	×	○
		66～70	246	×	×	○	×	○
	なし	18～35	1,345	○	○	○	○	○
		36～40	1,101	○	○	○	○	○
		41～45	847	○	○	○	○	○
		46～50	579	○	○	○	○	○
		51～55	313	×	○	○	○	○
		56～60	298	×	×	○	×	○
		61～65	185	×	×	○	×	○
		66～70	185	×	×	○	×	○
65歳対応 コース	あり (J1+J1)	18～35	3,000	○	○	○	○	○
		36～40	2,849	○	○	○	○	○
		41～45	2,126	○	○	○	○	○
		46～50	1,406	○	○	○	○	○
		51～55	979	○	○	○	○	○
		56～60	635	○	○	○	○	○
		61～65	635	○	○	○	○	○
		66～70	635	○	○	○	○	○
	なし (J+J)	18～35	2,500	○	○	○	○	○
		36～40	1,996	○	○	○	○	○
		41～45	1,491	○	○	○	○	○
		46～50	987	○	○	○	○	○
		51～55	688	○	○	○	○	○
		56～60	429	○	○	○	○	○
		61～65	429	○	○	○	○	○
		66～70	429	○	○	○	○	○

組合員本人				配偶者プラン			子どもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
65歳対応 コース	あり (R1+R1)	18～35	2,678	○	○	○	○	○
		36～40	2,137	○	○	○	○	○
		41～45	1,596	○	○	○	○	○
		46～50	1,054	○	○	○	○	○
		51～55	734	○	○	○	○	○
		56～60	522	○	○	○	○	○
		61～65	522	○	○	○	○	○
		66～70	522	○	○	○	○	○
	なし (R+R)	18～35	1,875	○	○	○	○	○
		36～40	1,497	○	○	○	○	○
		41～45	1,119	○	○	○	○	○
		46～50	740	○	○	○	○	○
		51～55	516	○	○	○	○	○
		56～60	367	×	○	○	○	○
		61～65	367	×	○	○	○	○
		66～70	367	×	○	○	○	○
一時金 セット コース	あり (W+J1)	18～35	3,000	○	○	○	○	○
		36～40	2,849	○	○	○	○	○
		41～45	2,126	○	○	○	○	○
		46～50	1,406	○	○	○	○	○
		51～55	979	○	○	○	○	○
		56～60	635	○	○	○	○	○
		61～65	635	○	○	○	○	○
		66～70	635	○	○	○	○	○
	なし (W+J)	18～35	2,500	○	○	○	○	○
		36～40	1,996	○	○	○	○	○
		41～45	1,491	○	○	○	○	○
		46～50	987	○	○	○	○	○
		51～55	688	○	○	○	○	○
		56～60	429	○	○	○	○	○
		61～65	429	○	○	○	○	○
		66～70	429	○	○	○	○	○
65歳対応 コース	あり (W+R1)	18～35	2,678	○	○	○	○	○
		36～40	2,137	○	○	○	○	○
		41～45	1,596	○	○	○	○	○
		46～50	1,054	○	○	○	○	○
		51～55	734	○	○	○	○	○
		56～60	522	○	○	○	○	○
		61～65	522	○	○	○	○	○
		66～70	522	○	○	○	○	○
	なし (W+R)	18～35	1,875	○	○	○	○	○
		36～40	1,497	○	○	○	○	○
		41～45	1,119	○	○	○	○	○
		46～50	740	○	○	○	○	○
		51～55	516	○	○	○	○	○
		56～60	367	×	○	○	○	○
		61～65	367	×	○	○	○	○
		66～70	367	×	○	○	○	○

コース名	組合員本人			配偶者プラン			子どもプラン	
	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
シニア向け コース (旧制度 改定前 コース)	あり (J1)	18～35	3,000	○	○	○	○	○
		36～40	2,849	○	○	○	○	○
		41～45	2,126	○	○	○	○	○
		46～50	1,406	○	○	○	○	○
		51～55	979	○	○	○	○	○
		56～60	635	○	○	○	○	○
		61～65	635	○	○	○	○	○
		66～70	635	○	○	○	○	○
	なし (J)	18～35	2,500	○	○	○	○	○
		36～40	1,996	○	○	○	○	○
		41～45	1,491	○	○	○	○	○
		46～50	987	○	○	○	○	○
		51～55	688	○	○	○	○	○
		56～60	429	○	○	○	○	○
		61～65	429	○	○	○	○	○
		66～70	429	○	○	○	○	○
	あり (R1)	18～35	2,678	○	○	○	○	○
		36～40	2,137	○	○	○	○	○
		41～45	1,596	○	○	○	○	○
		46～50	1,054	○	○	○	○	○
		51～55	734	○	○	○	○	○
		56～60	522	○	○	○	○	○
		61～65	522	○	○	○	○	○
		66～70	522	○	○	○	○	○
	なし (R)	18～35	1,875	○	○	○	○	○
		36～40	1,497	○	○	○	○	○
		41～45	1,119	○	○	○	○	○
		46～50	740	○	○	○	○	○
51～55		516	○	○	○	○	○	
56～60		367	×	○	○	○	○	
61～65		367	×	○	○	○	○	
66～70		367	×	○	○	○	○	
あり (A1)	18～35	3,000	○	○	○	○	○	
	36～40	2,645	○	○	○	○	○	
	41～45	1,969	○	○	○	○	○	
	46～50	1,298	○	○	○	○	○	
	51～55	901	○	○	○	○	○	
	56～60	577	○	○	○	○	○	
	61～65	577	○	○	○	○	○	
	66～70	577	○	○	○	○	○	
なし (A)	18～35	2,246	○	○	○	○	○	
	36～40	1,792	○	○	○	○	○	
	41～45	1,334	○	○	○	○	○	
	46～50	879	○	○	○	○	○	
	51～55	610	○	○	○	○	○	
	56～60	371	×	○	○	○	○	
	61～65	371	×	○	○	○	○	
	66～70	371	×	○	○	○	○	

コース名	組合員本人			配偶者プラン			子どもプラン	
	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
シニア向け コース (旧制度 改定前 コース)	あり (B1)	18～35	2,408	○	○	○	○	○
		36～40	1,920	○	○	○	○	○
		41～45	1,430	○	○	○	○	○
		46～50	942	○	○	○	○	○
		51～55	654	○	○	○	○	○
		56～60	464	○	○	○	○	○
		61～65	464	○	○	○	○	○
		66～70	464	○	○	○	○	○
	なし (B)	18～35	1,605	○	○	○	○	○
		36～40	1,280	○	○	○	○	○
		41～45	953	○	○	○	○	○
		46～50	628	○	○	○	○	○
		51～55	436	○	○	○	○	○
		56～60	309	×	○	○	○	○
		61～65	309	×	○	○	○	○
		66～70	309	×	○	○	○	○

ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

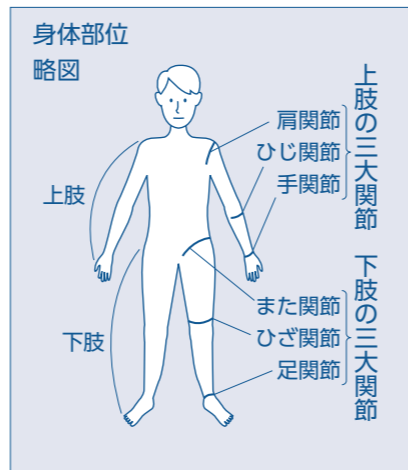
高度障害状態について	85
保険金・給付金をお支払いできない場合について	85
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	86
家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①	86
特約制度	86
退職後継続制度	87
その他の	87

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①・特約制度・退職後継続制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の様態が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなります。
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額は増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

特約制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。

- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

その他

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

特約制度・退職後継続制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

^注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限りません。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

特約制度・退職後継続制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減される場合があります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【特約制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.15

お申込み方法

【家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①・特約制度】

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【退職後継続制度】

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部法人営業第二部

06-6208-5427

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

西日本旅客鉄道労働組合

06-6375-9869

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目1番18号(西阪急ビル9F)